第 10 講　社会保障

1　欧米の社会保障制度

①欧米社会保障制度のあゆみ

1601 年　**エリザベス救貧法（英）**→世界初の公的扶助

1878 年　ビスマルクによる社会主義者鎮圧法（独）

1883 年　**ビスマルクによる疾病保険法（独）**→世界初の社会保険制度

1911 年　国民保険法（英）

1919 年　**ILO〔国際労働機関〕**設立

ワイマール憲法で社会権を規定（独）

1929 年～世界恐慌発生→ニューディール政策（米）へ

1935 年　**社会保障法（米）**→初めて「社会保障」という言葉を使用

1939 年～第二次世界大戦開戦（～ 45 年）

1942 年　**ベバリッジ報告「ゆりかごから墓場まで」（英）**

1944 年　ILO「**フィラデルフィア宣言**」採択→社会保障の共通理念の原型

1948 年　国連世界人権宣言採択→社会保障の享受が基本的人権と確認

1952 年　ILO102 号条約採択→社会保障の最低基準を示す

1981 年　国連の国際障害者年

1999 年　国連の国際高齢者年

②社会保障制度の潮流（ちょうりゅう）

A　**租税中心型（イギリス・北欧（ほくおう）型）**

全国民対象・無差別平等の最低保証。財源は累進課税制度を適用した**租税中心**。

※イギリス・スウェーデンなど。

B　**社会保険料中心型（ヨーロッパ大陸型）**

所得比例主義にもとづく階層別制度。財源は**社会保険料中心**。

※ドイツ・フランス・イタリアなど。

C　市場重視型（アメリカ型）

自助自立の精神をもとに国民の自助努力を重視し，国家の介入は最小限。**民間の保険中心。**

※ 2010 年，オバマ政権により不完全ながら医療保険制度改革法〔オバマケア〕が制定された。

D　混合型（日本型）

経済成長モデルからの転換に失敗？　財源は租税と保険料。世代間の不公平感が高まり問題化。

２　日本の社会保障制度のあゆみ

①戦前→恩恵により与えるという立場

1874 年　**恤救規則**規定→初の救貧制度

1922 年　**健康保険法**制定→初の社会保障制度

1938 年　国民健康保険法制定

1941 年　労働者年金保険法制定→初の年金保険

1944 年　厚生年金保険法制定→労働者年金保険法廃止

②戦後

1946 年　日本国憲法第 25 条に**生存権**を規定

1947 年　**児童福祉法**制定

1949 年　**身体障害者福祉法**制定

1950 年　**生活保護法**制定→ 46 年のものを全面改正

1958 年　国民健康保険法全面改正

1959 年　国民年金法制定

1960 年　精神薄弱者福祉法制定→ 98 年に**知的障害者福祉法**に改称

1961 年　国民皆保険・国民皆年金制度の実現

1963 年　**老人福祉法**制定

1964 年　母子福祉法制定→ 2014 年に**母子及び父子並びに寡婦福祉法**に改称

1967 年　朝日訴訟最高裁判決

1971 年　児童手当法制定

1973 年　「**福祉元年**」を表明→ 70 歳以上の老人医療無料化

1982 年　堀木訴訟最高裁判決

　　　　老人保健法制定→翌年から老人医療費有料化

1986 年　**基礎年金制度発足**→前年の国民年金法改正による

1989 年　20 歳以上の国民年金強制加入へ（91 年より）→国民年金法改正による

　　　　「1.57 ショック」→合計特殊出生率の低下

1991 年　育児休業法制定

1993 年　障害者基本法制定

1994 年　国民年金支給開始年齢の段階的引き上げ決定→国民年金法改正による

1995 年　育児・介護休業法制定

　　　　「エンゼルプラン」（子育て支援）「新ゴールドプラン」（高齢者介護）開始

1997 年　介護保険法制定

2000 年　介護保険法制度確立

「新エンゼルプラン」「ゴールドプラン 21」開始

2002 年　ホームレス自立支援法制定

2004 年　年金制度改革関連法制定→保険料率の段階的引き上げと給付水準の引き下げ

2005 年　障害者自立支援法制定

合計特殊出生率 1.26 →過去最低

2008 年　**後期高齢者医療制度**開始→ 75 歳以上が対象

2010 年　社会保険庁廃止→日本年金機構設立

2012 年　障害者総合支援法制定→障害者自立支援法を改称

３　社会保障の四つの柱

ナショナル・ミニマム〔国民としての最低限度の生活水準〕を基準に実施される**社会保障制度**は，国民の生涯設計における重要な**セーフティネット**〔安全網（もう）〕の役割を果たす。

①公的扶助→全額公費負担

生活困窮者に対し最低限度の生活を国の責任で保障する。生活保護基準は，一般国民の消費実態との調整をはかる水準均衡（きんこう）方式で毎年改定される。

※生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業（せいぎょう）・葬祭（そうさい）の８種類。

Ａ　生活保護の４原則

申請保護・基準及び程度・必要即応・世帯単位。

Ｂ　生活保護法改正（2014年）

就労自立支援・申請の厳格化・医療扶助の適正化など。

※近親者による扶養義務を優先させるため，福祉事務所の調査権限が強化された。

②社会保険→被保険者・事業主・政府の保険料負担

事故リスクに備えて**あらかじめ保険料を支払い，事故が発生した際，支払い額や事故の程度に応じて給付を受ける制度**。民間保険とは違い，強制加入を原則としている。

Ａ　**医療保険**

医療費の自己負担は３割で，高齢者は軽減される。

あ　**国民健康保険**→自営業など

い　**健康保険**→民間被用者

う　各種**共済組合**→公務員など

え　船員保険

お　**後期高齢者医療制度**〔長寿医療制度〕→**75歳以上**

Ｂ　**年金保険**

老齢年金・障害年金・遺族年金の３年金がある。

あ　**国民年金**〔**基礎年金**〕→20歳以上60歳未満

い　**厚生年金**＋国民年金→民間被用者

う　**共済年金**＋国民年金→公務員など

共済年金は2015年10月に厚生年金に統一された。

C　**雇用保険→** 1974 年までは失業保険

失業・雇用対策として，求職者給付などがある。

※船員保険もある。

D　**労災保険**〔労働者災害補償保険〕→事業主のみが保険料を負担

業務上または通勤時の災害（＝労働者災害）に対し給付。

※公務員災害補償・船員保険もある。

E　**介護保険**（2000 年～）

各種介護サービスの提供。**40 歳以上**が払う保険料と，政府（国・地方公共団体）が負担する公費を財源として，保険者である市区町村が運営主体となっている。利用者の負担は原則として１割，一定以上の所得がある者は２割または３割。

※介護サービスには在宅サービス（訪問介護・デイケア〔通所リハビリテーション〕・デイサービス〔通所介護〕・ショートステイ〔療養（りょうよう）介護〕・など）と施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など）がある。

あ　第一号被保険者（65 歳以上）

い　第二号被保険者（40 歳以上～ 65 歳未満の医療保険加入者）

③**社会福祉**→全額公費負担

社会的立場の弱い人々が自立し，安定した生活を営むことができるように福祉施設を設置したり，支援・相談などの福祉サービスを提供する。

※福祉サービスの提供形態は，措置制度から利用契約制度へと推移している。

A　児童福祉

B　母子及び寡婦（かふ）福祉

C　老人福祉

D　障害者福祉

④**公衆衛生**→全額公費負担

国民の健康の維持・増進をはかり，地域社会の環境衛生の改善をはかる。地域保健法（1994 年）により，各地方自治体の**保健所**に加え**保険センター**が設置されている。

A　保健医療

国民の健康の維持・増進をはかる。

あ　結核（けっかく）予防

い　予防接種

う　感染症予防

え　精神衛生

B　環境政策

地域社会における公共サービスの提供。

あ　上下水道

い　公害対策

〈***Note***〉

4　社会保障制度の問題点

①現状の問題点

A　財政負担問題

2012年に社会保障・税一体改革関連法が制定され，消費税率の段階的な引き上げが決定し，**国民負担率**が増加した。しかし，税収・保険料収入の減少と社会保障費の増加をもたらす現役世代の貧困・失業への対策も急務となっている。

B　社会保険格差

保険料・給付額・支給開始年齢が，種類や地域により格差が大きい。

C　公的年金制度の危機

積立方式と**賦課方式**の中間である従来の**修正積立方式**から,**現在は事実上,賦課方式に移行**している。また，厚生年金未加入や国民年金未払い，行政上のミス多発問題などがある。

※2001年からは，民間の確定拠出型年金なども導入されている。

※従来の「胴上げ型」→現在の「騎馬戦型」→将来は「肩車型」へ？

※現在，国民年金の支給は65歳から。厚生年金と共済年金は60歳から65歳に段階的に引き上げ中。

D　医療・介護制度の充実の必要性

高齢化が進む中で，施設の整備や医師・介護福祉士の拡充など，社会福祉サービスを早急(さっきゅう)に充実させる必要がある。

E　コンパクトシティ

生活に必要な機能を中心市街地に集めることで，医療や介護などの効率化をはかる都市計画・街づくり。

F　**ノーマライゼーション**

高齢者や障害者を含むすべての人が,社会で同じように生活していこう（＝共生社会(きょうせいしゃかい)）という考え方。

※障壁のない社会を築こうとする**バリアフリー**や，設計段階から誰もが使いやすいように配慮された**ユニバーサルデザイン**の観点にもとづいた環境整備が進められている。

※しかし，障害者雇用促進法（1960年）で一定規模以上の事業主や国・地方自治体に対し定められている法定雇用率は，半数以上の企業で達成されておらず，納付金が課されている。

G　その他

国民に対し一律に最低所得を保障する**ベーシック・インカム**や，就労可能な福祉受給者に対し就労を義務づける**ワークフェア**などの議論が進んでいる。

②将来の問題点→少子高齢社会の進行

A　**少子化**

2.07 を下回ると人口維持ができないとされる**合計特殊出生率**は，2005 年に 1.26 まで落ち込み，2018 年は 1.42。**労働力〔生産年齢〕人口**（15 歳～64 歳）の減少が続き，将来の労働力不足や経済成長の停滞が懸念される。

※保育所不足による「待機児童」問題など，晩婚化・非婚化・少子化対策が急務。

※日本の総人口は 2010 年以来減少し続けている（＝**人口減少社会**）。

B　**高齢化**

2019 年現在，日本は高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）約 28％の**超高齢社会**（21％以上をこうよぶ）。今世紀半ばには 40％近くになると予測されている。

※高齢化率が７％を越えると**高齢化社会**（1970 年～），14％を超えると**高齢社会**（1994 年～）とよぶ。

第10講　確認テスト

1　世界初の公的扶助とされるイギリスの政策とは？
①エリザベス救貧法　②ニューディール政策
③ベバリッジ報告　④恤救規則

2　ドイツの社会保障制度は次のうちどれか？
①租税中心型〔北欧型〕　②社会保険料中心型〔ヨーロッパ大陸型〕
③市場重視型〔アメリカ型〕　④混合型〔日本型〕

3　日本が「福祉元年」を表明した年は？
① 1946年　② 1961年　③ 1973年　④ 2008年

4　社会保障の四つの柱のうち，生活保護を中心とする施策を何というか？
①公的扶助　②社会保険　③社会福祉　④公衆衛生

5　社会保険のうち，事業主が保険料を全額負担する保険とは？
①医療保険　②年金保険　③雇用保険　④労災保険

6　2008年にスタートした後期高齢者医療制度〔長寿医療制度〕は，何歳以上が対象となるか？
① 65歳以上　② 70歳以上　③ 75歳以上　④ 80歳以上

7　基礎年金ともよばれる，20歳～60歳の全国民に加入が義務づけられている年金とは？
①国民年金　②厚生年金　③共済年金　④遺族年金

8　社会保険のうち，2000年から新たに制度が始まったものとは？
①健康保険　②雇用保険　③労災保険　④介護保険

9　現在の公的年金制度の維持方式としてふさわしいものを選べ。
①積立方式　②賦課方式　③修正積立方式　④自立支援方式

10　国民に対し一律に最低所得を保障するという考え方を何というか。

①ノーマライゼーション　②ナショナル・ミニマム

③ベーシック・インカム　④セーフティネット

解答

1	①	2	②	3	③	4	①	5	④	6	③
7	①	8	④	9	②	10	③				